

(気体燃料を使用する器具)

第21条 気体燃料を使用する器具に接続する金属管以外の管は、その器具に応じた適当な長さとしなければならない。(う)(け)(ひ)

2 前項に規定するもののほか、気体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、第19条第1項第1号から第10号までの規定を準用する。(う)(け)(ひ)

【解説】

本条は、都市ガス及びプロパンガス等の気体燃料を使用する器具についての規定であり、卓上型こんろ、卓上型グリル、炊飯器等の調理用器具及び移動式ストーブ（以下「気体燃料器具等」という。）が対象となる。

- 1 気体燃料器具等の建築物及び可燃性の物品からの離隔距離は、表21-1から6までによること。
- ただし、気体燃料器具等が、(一財)日本ガス機器検査協会が定めた試験基準に適合したものであることは、防火性能が確保され安全性が高いものとなっていることから、当該器具に貼付されている(一財)日本ガス機器検査協会名の認証ラベルに記載されている離隔距離としても差し支えない。

表21-1

火気設備等又は火気器具等の種別							離隔距離(単位：センチメートル)				
							入力	上方	側方	前方	後方
移動式 ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナー が露出	前方放射型	7キロワット以下	100	30	100	4.5	
					全周放射型	7キロワット以下	100	100	100	100	
			開放式	バーナー が隠ぺい	自然対流型	7キロワット以下	100	4.5	4.5 (注5)	4.5	
					強制対流型	7キロワット以下	4.5	4.5	60	4.5	
		不燃	開放式	バーナー が露出	前方放射型	7キロワット以下	80	15	80	4.5	
					全周放射型	7キロワット以下	80	80	80	80	
			開放式	バーナー が隠ぺい	自然対流型	7キロワット以下	80	4.5	4.5 (注5)	4.5	
					強制対流型	7キロワット以下	4.5	4.5	60	4.5	
調理用器具	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナー が露出	卓上型こんろ (1口)	5.8キロワット以下	100	15	15	15	
					卓上型こんろ	14キロワット以下	100	15	15	15	

					(2口以上)・グリル付こんろ・グリドル付こんろ			(注4)		(注4)
不燃	開放式	バーナーが隠ぺい	加熱部が開放	卓上型グリル	7キロワット以下	100	15	15	15	
			加熱部が隠ぺい	卓上型オープン・グリル(フードを付けない場合)	7キロワット以下	50	4.5	4.5	4.5	
				卓上型オープン・グリル(フードを付ける場合)	7キロワット以下	15	4.5	4.5	4.5	
				炊飯器(炊飯容量4リットル以下)	4.7キロワット以下	30	10	10	10	
				圧力調理器(内容積10リットル以下)	—	30	10	10	10	
	開放式	バーナーが露出	卓上型こんろ(1口)	5.8キロワット以下	80	0	—	0		
			卓上型こんろ(2口以上)・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14キロワット以下	80	0	—	0		
		バーナーが隠ぺい	加熱部が開放	卓上型グリル	7キロワット以下	80	0	—	0	
			加熱部が	卓上型オープン・グリル(フ	7キロワット以下	30	4.5	—	4.5	

					隠 ぺ い	ードを付け ない場合)					
						卓上型オー ブ ン・グリル(フ ードを付ける 場合)	7キロワット以下	10	4.5	—	4.5
						炊飯器(炊飯容 量4リットル 以下)	4.7キロワット以下	15	4.5	—	4.5
						圧力調理器(内 容積10リット ル以下)	—	15	4.5	—	4.5

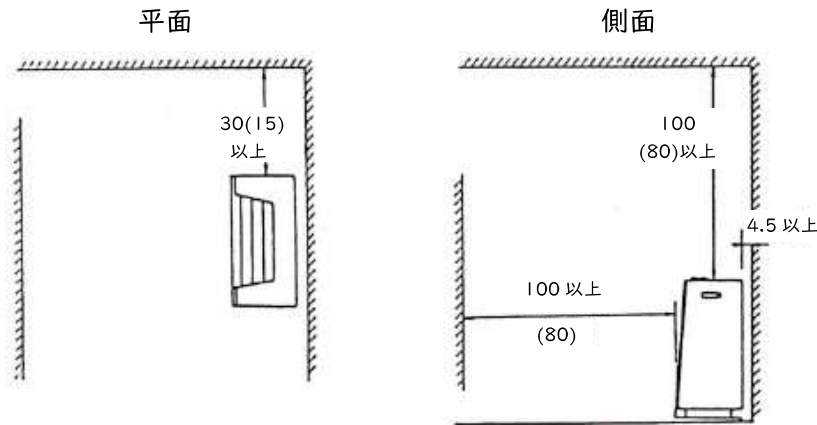
※（注４）機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
（注５）熱対流方向が一方向に集中する場合にあっては、60センチメートルとする。

<設置例>

気体燃料器具等と建築物等の離隔距離（センチメートル）（（ ）内は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板である場合の離隔距離を示す。）

図 21－1 移動式ストーブ（開放式でバーナーが露出しているもの）

① 前放射型（7キロワット以下）



② 全周方型（7キロワット以下）

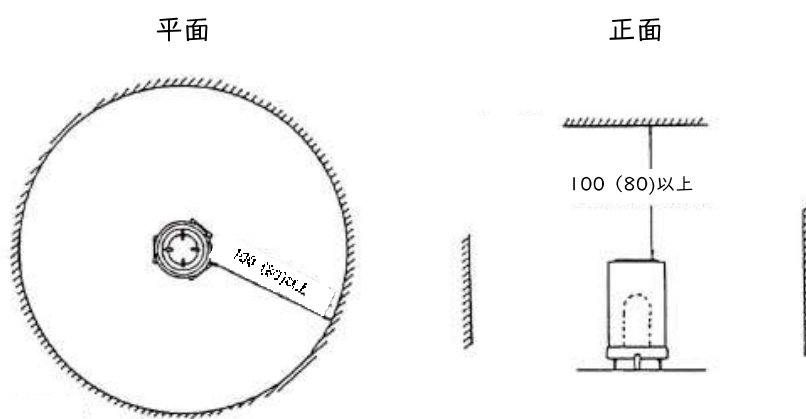
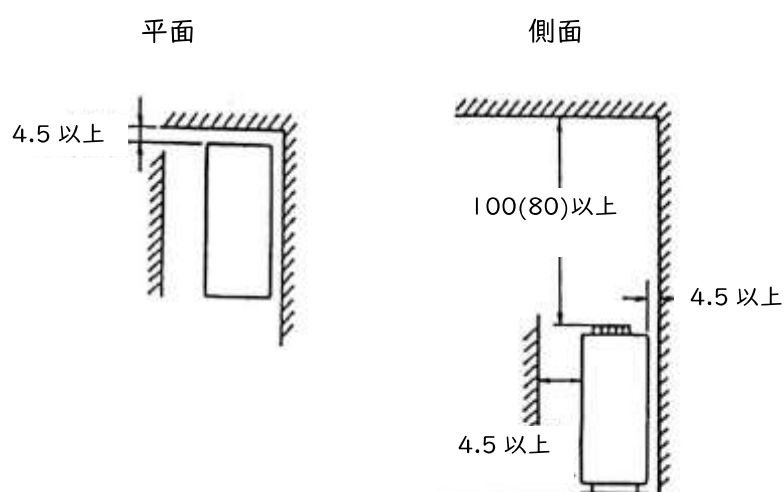


図 21-2 移動式ストーブ（開放式でバーナーが隠れているもの）

① 自然対流型（7キロワット以下）



② 強制対流型（7キロワット以下）

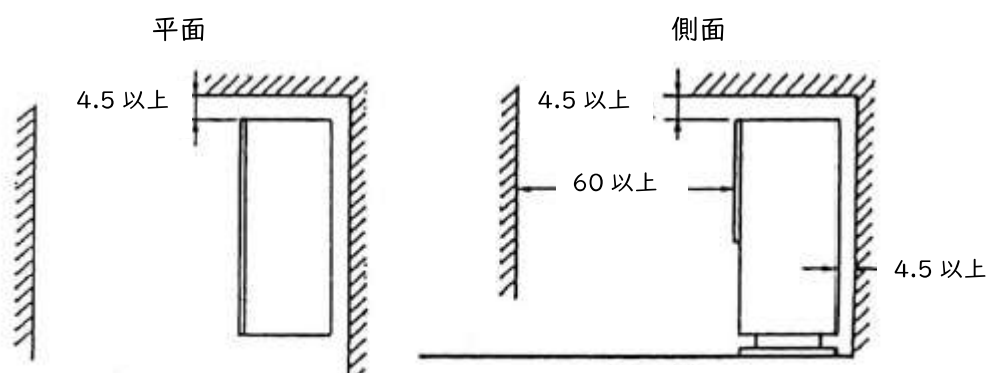
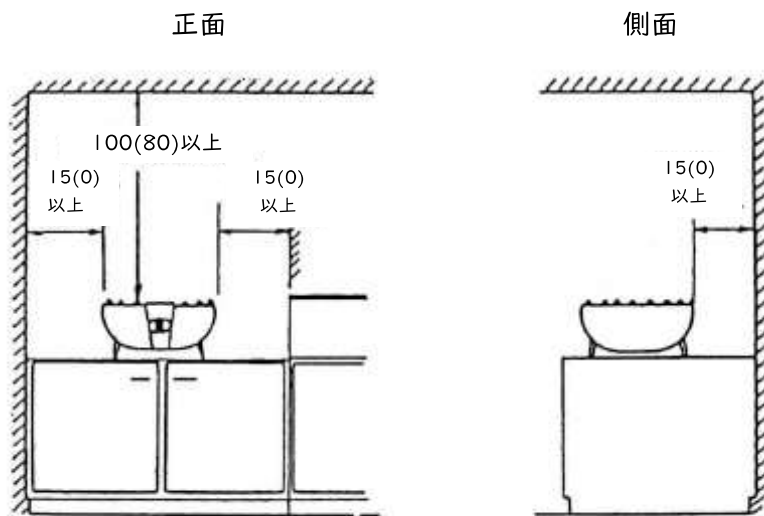


図 21-3 こんろ

① 卓上型こんろ（1口）（5.8キロワット以下）



② 卓上型こんろ（2口以上）、卓上型グリドル付こんろ（14キロワット以下）

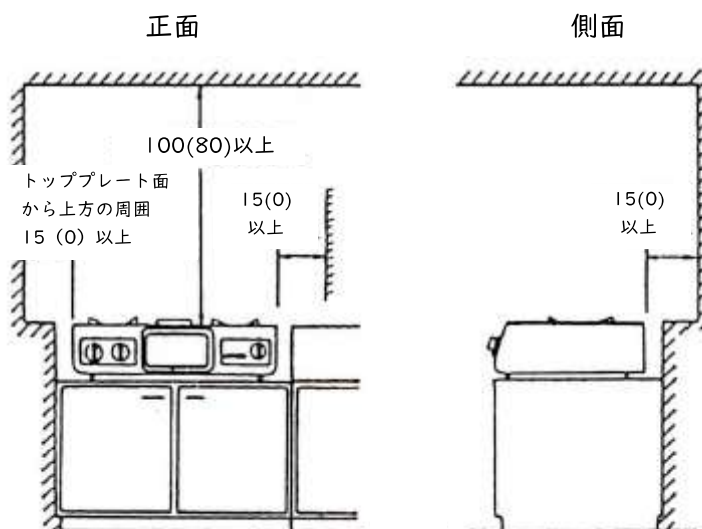


図 21-4 卓上型グリル（開放式でバーナーが隠ぺいされており加熱部が開放されているもので7キロワット以下）

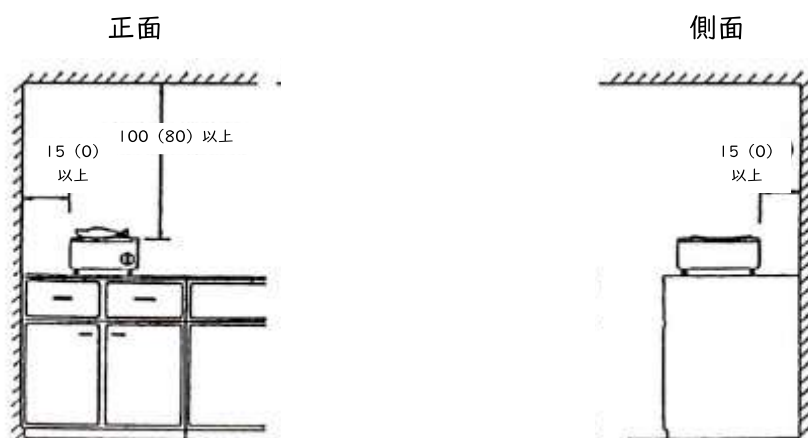
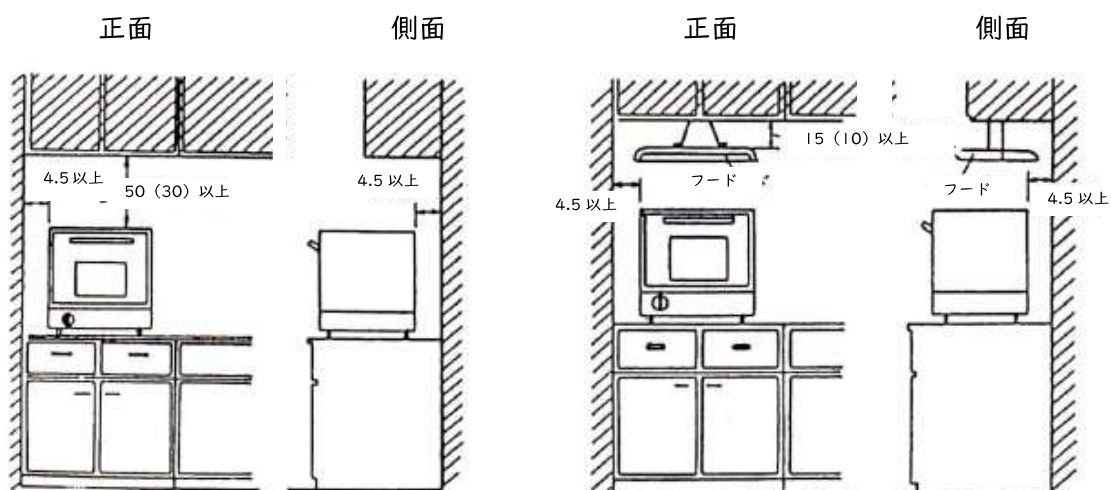


図 21-5 開放式でバーナーが隠ぺいされており加熱部が隠ぺいされている気体燃料器具等

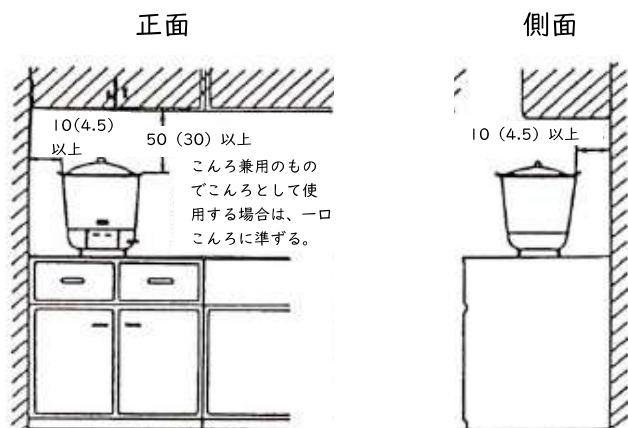
① 卓上型オープン・グリル（7キロワット以下）

(1) フードをつけない場合

(2) フードをつける場合



- ② 炊飯器（炊飯容量４リットル以下）（４．７キロワット以下）及び圧力調理器（内容積１０リットル以下）

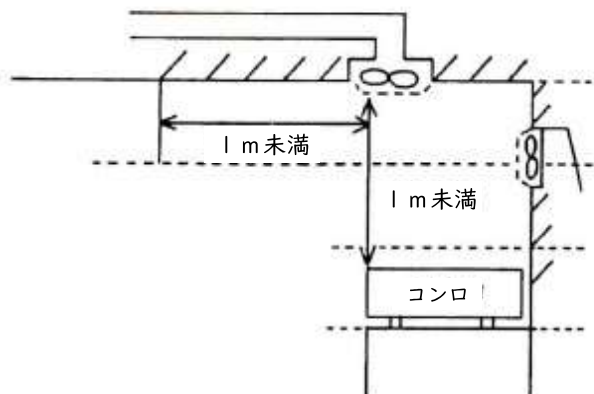


2 換気扇の取扱い

こんろ側面及び上方に設置される換気扇については、天ぷら鍋火災時の延焼拡大要因となる部分であるので、不燃性の換気扇とすること。

また、耐火構造の壁に設ける換気扇の取り付け用木枠についても同様とする。ただし、延焼のおそれのある部分以外に設けられる木枠で、他への延焼危険がない構造のものにあっては、この限りでない。

図 21-6



図中の距離（斜線範囲内）にある部分は、不燃性とすること。

- 3 第１項は、気体燃料器具等に接続する金属管以外の管について規定している。一般的には、ガス用ゴム管が使用されるが、強化ガスホースを使用することが望ましい。また、ガス用ゴム管又は強化ガスホース（以下「ゴム管等」という。）は、過度に長いものを使用した場合は折れ、ねじれが生じるおそれがあり、短かすぎる場合は引張り等の力がかかるおそれがあるため、これらによる事

故を防止するため、器具に応じた適当な長さとしなければならない。この「器具に応じた適当な長さ」とは、使用するガス用ゴム管等の長さは3メートル以下が望ましいが、臨時的、季節的に使用する場合でも5メートル以下とすること。

その他、接続する場合の注意点等は、次のとおりである。

- (1) ゴム管等を接続する場合は、ゴム管口の挿入指示位置まで差し込み、ゴム管止め又はホースバンドで止めること。なお、接続にあつては、コンセント継手等の接続具を使用することが望ましい。
- (2) ゴム管等は、次の場所に設置しないこと。
 - ア 火炎や放射熱等により高温になるおそれのある場所
 - イ 隠ぺい部分
 - ウ 室越し等ゴム管に異常な外力が加わるおそれのある場所
 - エ 油脂、溶剤等が付着するおそれのある場所
- (3) ゴム管等は、ひび割れ、軟化等老朽化したものは、用いないこと。
- (4) ガス用ゴム管は、継ぎ足したり、三方継手により二股分岐して用いないこと。

4 第2項は、気体燃料器具等の取扱い基準について、第19条第1項第1号から第10号までの規定を準用する規定である。